

税務署が開設する申告相談会場のご案内

税務署が開設する申告相談会場および税理士会による確定申告無料相談会場は、次のとおりです。

申告書は会場内で作成・提出することもできますが、国税庁ホームページで作成し、e-Taxによる送信、または印刷して郵送などより提出することができますので、ぜひご利用ください。

■税務署が開設する申告相談会場

申告相談会場	期間・受付時間	電話番号
阿蘇税務署 会議室 (阿蘇市一の宮町宮地1944番地)	2月16日(金)～3月15日(木) ※土曜、日曜日を除く。 午前9時～午後4時	0967 (22) 0551 ※自動音声案内「2」

平成28年熊本地震により被害を受けられた人の申告については、上記以外に次の申告相談特設会場も利用できます。

申告の際は、損失の計算に必要な書類および確定申告に必要な書類などをご持参ください。

■申告相談特設会場

申告相談会場	期間・受付時間	電話番号
火の国ハイツ (県民総合運動公園入口 熊本市東区石原2丁目2-28)	2月16日(金)～3月15日(木) ※土曜、日曜日を除く。 ※2月18日(日)、2月25日(日) に限り会場を開設しています。 午前9時～午後4時	阿蘇税務署(代表) 0967 (22) 0551 ※自動音声案内「2」

■税理士会による確定申告無料相談会場

申告相談会場	期間・受付時間	電話番号
役場2階大会議室	2月5日(月)～9日(金) (雑損控除申告書および住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)作成会)	(67) 2703 (税務課直通)
	3月2日(金)・9日(金) 3月12日(月)～14日(水) 午前9時～午後4時	阿蘇税務署(代表) 0967 (22) 0551 ※自動音声案内「2」

熊本地震により被災された家屋で、平成28年分の確定申告において雑損控除申告が済んでいない人、または、すでに済んだ人で、平成29年中に修理した費用などの雑損控除計算書の作成および住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)を受け、借り換えなどを行った人の申告書作成会を2月5日(月)～9日(金)に行います。該当する人は、必要書類を持参のうえ、お越しください。阿蘇税務署で相談したい人は、必ず事前に電話で予約をしてください。

■必要書類

平成29年確定申告書控・固定資産課税台帳(名寄せ帳)・登記事項証明書(法務局発行)・工事請負契約書・売買契約書・領収書・年末残高証明書(金融機関発行)・保険補填金確認書など

※申告期限間際になりますと申告会場の混雑が予想されますので、早めの申告にご協力をお願いします。

〈問い合わせ〉阿蘇税務署 Tel.0967 (22) 0551 ※自動音声案内